

## は じ め に

本校では、「生徒全員が安全で安心した学校生活を営むため」、「将来の進路を実現するため」に就職等の面接試験に対応していけるように下記のような校則を「生徒心得」として定めています。近年、「ブラック校則の問題」、「LGBTQ の問題」が話題となっています。本校でも校則に関しては今後、生徒会・保護者会・就職先の企業等から意見を積極的に聴取し、必要に応じて随時変更していきたいと考えています。生徒会・PTA 総会等での積極的な発言をお願いいたします。

## 生 徒 心 得

学校は集団生活です。個人の都合だけでは動けません。生徒全員が安全で安心に学校生活を営むためには、おのずと他の人に迷惑をかけないための規則があります。規則を守るとは、自分を守ることにつながります。

「本校の規則」を「生徒心得」として記します。

### 1 学校生活

- (1) 始業及び登下校の時間を厳守すること。
- (2) 各時限の開始時刻には教室に入り、授業を受ける態勢でいること。  
また、始業時から終礼時まで無断で外出してはならない。特別な事情で外出するときは、担任の許可を受け、生徒指導課で手続きをしなければならない。

### 2 学習

- (1) 学習の態度
  - ① 授業時間は意欲をもって学習に取り組むこと。
  - ② 不明疑問の点があれば、進んで質問し理解するように努める。
  - ③ 予習復習は毎日怠らず、学習効果をあげるように努める。
- (2) 定期試験
  - ① 試験は学力を増進し、自己の学習効果を判定し、将来の勉学の指針を得る絶好の機会であることを理解すること。
  - ② 試験開始 3 分前までに身の回りを整理し、筆記用具の他は、バッグに入れ廊下に出し並べる。先生の来室を着席して待つ。
  - ③ 試験中は筆記用具、その他の貸借を行ってはならない。
  - ④ 試験に欠席した場合は、別に定めるところにより速やかに届け出る。
  - ⑤ 不正行為あるいは不正行為とみなされる行為を行った場合は、特別指導の対象となる。
  - ⑥ 膝かけを使用してはならない。

### 3 届、その他の手続き

- (1) 欠席の届出  
やむなく欠席の事由が生じたときは、事前にホーム担任に申し出る。当日については8時10分までに電話連絡すること。その際、本人ではなく保護者が行うことが望ましい。  
長期にわたる欠席の場合は、上記手続きのほかに、病気の場合は医師の診断書、事故の場合は理由を付して、ホーム担任に届け出る。
- (2) 遅刻の届出  
遅刻したときは、遅刻（入室）届出カードを生徒指導課で受け取り、教科担任にサインしてもらい、入室する。当該授業終了後すみやかに担任に提出する。
- (3) 早退許可の願出  
やむを得ない事由によって早退するときは、ホーム担任に申し出、生徒指導課で早退許可証を得て早退する。体調が悪く早退する場合は保健室で早退許可証を得て早退する。
- (4) 外出許可の願出  
学校の定める時間中において、やむを得ない事由によって外出するときは、ホーム担任に申し出、生徒指導課で外出許可証を得て外出する。
- (5) 住所、保護者又は保証人変更の届出  
その都度ホーム担任を通じ学校へ届け出る。下宿する場合も同じ。
- (6) 運賃割引証（学割）交付及び旅行の届出、休暇中の帰省、遠征、その他の理由で長期の旅行をするときは、事務室にて学割交付願及び旅行届の用紙を受け取り、所定の事項を記載の上、ホーム担任、生徒指導課の許可を得て事務室に提出する。
- (7) 通学証明書の交付  
事務室で通学証明書を交付する。
- (8) 在学証明書の交付  
所定の用紙を事務室から受け取り、所定事項記載の上、ホーム担任に願い出る。
- (9) 校外行事への参加の願出  
校外における各種行事に参加するときは、あらかじめホーム担任又は関係顧問教諭を通じ、学校長の許可を受けなければならない。
- (10) 刊行物、掲示物の許可  
関係の先生を経て学校の許可を受ける。
- (11) 拾得物、紛失物の届出  
拾得物、紛失物があったときは、ホーム担任及び生徒指導課に届ける。
- (12) 異装許可の願出  
特別の事情により異装の必要が生じた場合には、届出用紙に理由を記入し、ホーム担任及び生徒指導課の許可を得なければならない。

## | | | |---|----------| | 4 | 登校、下校、通学 | |---|----------|

- (1) 登下校
  - ① 始業（8：20ホーム着席）までに登校し、放課後は定められた時刻に下校する。
  - ② 始業後の登校や終業前の下校は無断で行わず、必ず連絡・許可を受けること。
  - ③ 用のない場所へむやみに行かない。特に駅等でたむろすることは他の利用者にも多

大な迷惑をかけるので絶対にしない。

## (2) 通学

- ① 交通規則を守り、他の通行の妨げにならぬように心がける。
- ② 『5』に述べる服装・頭髪の規定を遵守し、登下校する。
- ③ 交通機関を利用して通学している者は、特に車内での行動を慎み、他に迷惑をかけないようにする。
- ④ 自転車通学者はホーム担任を通じて生徒指導課の許可を得ること。また、許可を得た者は次の事項を守ること。
  - ア 自転車の見やすい箇所（後部車輪どろよけの後方）に許可ステッカーを貼付すること。
  - イ 駐輪は必ず校地内の定められた場所で行い、不必要に駅に駐輪してはいけない。
  - ウ 駐輪場では必ず施錠すること。
  - エ 道路交通法を順守し、交通安全に心がけること。特に次の事項については厳禁とする。
    - a 傘さし運転      b 二人乗り      c 並進運転
    - d 信号無視      e 運転中のケータイ・スマホ等の使用
- ⑤ ヘルメットを必ず着用すること
- ⑥ 歩きスマホ等の危険な行為はしない。
- ⑦ 保護者の車での送迎は、特別の事由がある場合を除き、駐輪場横のみとする。  
（近隣住民の迷惑となる校門前での乗降は禁止とする。また、事故防止のため学校敷地内へは入らない）

## 5 服装、頭髪、持物

服装は華美に流されず、常に正しく手入れし、品位を損なわれないよう端正にする。

### (1) 男子服装

- ① 本校指定の冬・夏服を着用する。
  - ネクタイをつける。
  - シャツの裾はズボンの中へ入れる。
  - 腰パンはしない。ベルトをする。
  - セーターは指定のもののみ着用してもよい。
- ② 夏服着用期間は指定のシャツを着用し、シャツはズボンの中に入れる。上着は着用しない。
- ③ ソックスは白、紺、グレー、黒色の無地とする。
- ④ 禁止事項
  - ・ 指定外の制服（変形した制服、サイズ違いの制服およびセーター）
  - ・ 指定外のカッターシャツ
  - ・ 派手な色・柄物のソックスおよびベルト
  - ・ 通学時の靴は派手でないものとする。（サンダルやクロックスは禁止）

### (2) 女子服装

- ① 本校指定の冬・夏服を着用する。
  - ネクタイをつける。

シャツの裾はスカートの中へ入れる。

スカートの長さはひざ丈とし、折り曲げたり、裁断してはいけない。

セーターは指定のもののみ着用してよい。

② 夏服着用期間は指定のブラウス(裾を出すタイプ)を着用し、上着は着用しない。

③ ソックスは白、紺、グレー、黒色の無地とする。

④ 禁止事項

- ・ 指定外の制服(変形した制服、サイズ違いの制服およびセーター)
- ・ 指定外のシャツ、ブラウス
- ・ 派手な色・柄物のソックスおよびストッキング
- ・ 通学時の靴は派手でないものとする。(サンダルやクロックスは禁止)

※ 冬場のコート類は華美でないものを着用する。また、制服の上着の下にパーカーを重ね着することは認めない。

※ 膝かけの使用は生徒指導課からの連絡後に認めるが、華美でないものとし、用途以外に用いない。また、試験中は公正さの観点から、使用を禁止する。

(3) 着用期間

冬・夏服の着用期間は、気候等を考慮し、生徒指導課より連絡する。

(4) 頭髪等

① 男女とも清潔に整髪した髪型とする。

② 禁止事項

- ・ 染髪、脱色(ストレートパーマ、アイロン、ドライヤー等によるものも含む)、パーマ、変形髪型、エクステ、ワックス等
- ・ 前髪が目にかからない。
- ・ 男子は髪が耳、襟にかからない。モヒカン、ソフトモヒカン、ブロック、アシンメトリー、他と比べ一部だけ著しく長髪等にはしない。
- ・ 式典の際は、髪を結ぶ。(ゴムは紺、黒、茶色等で飾りのないものとする)
- ・ 剃り込み(まゆ、額部)、刈り込み。
- ・ 化粧(アイプチも含む)、マニキュア。
- ・ ピアス、カラーコンタクト、イヤリング、指輪、ネックレス等のアクセサリーは禁止。
- ・ 美容整形は原則禁止。
- ・ 頭髪について、過度でなければ、2ブロックは禁止しない。(段差は5cm程度まで、刈り上げ部分は短くしすぎない(1cm以上))

③ 以前に染髪し、黒染めを行っている場合や、ストレートパーマ、アイロン、ドライヤー等による色落ちの場合は、その都度黒染めする。

(5) 持ち物

① 自分の持ち物には必ず氏名を明記する。

② 生徒として不必要なものは所持せず、貴重品や金銭は特に取扱いに注意し、身体から離さないようにする。(生徒個人ロッカー内に保管し、施錠すること)

③ 携帯電話も貴重品と同様に、生徒個人ロッカー内に保管する。携帯電話を所有する場合はフィルタリングサービスの利用を徹底すること。

※ 校内で使用した場合は保護者に学校に来てもらい直接手渡す。

- ④ 通学バッグは、特に指定はしないが授業に必要なものがすべて入る大きさで、華美でなくファスナー、ボタン等で入り口が閉まるものを使用する。  
また、紙袋、ビニール袋での通学は禁止する。
- ⑤ 菓子類（ガム等）、雑誌、娯楽機器（ゲーム機・トランプ等）、危険物（ナイフ等）を学校に持ち込まない。
- (6) L G B T Qに関わる問題に対しては、柔軟に対応していくので、生徒指導課に相談すること。

## 6 運転免許取得等

バイク・自動車の所有、運転は禁止する。

- (1) 自動車免許の取得あるいは、自動車学校への入校は原則として3年次の**2学期中間試験終了後**、進路が決定していれば、学業・生活態度を審査のうえ許可する。
- (2) 試験1週間前から試験終了までの通校は禁止する。
- (3) バイクの後部席や、家族以外の自動車への乗車は原則として禁止する。
- (4) 無許可自動車学校入校の場合は、特別指導の対象となる。

## 7 校外生活、交友等

- (1) 校外における行動・言動・服装は、場に応じたマナーを守るよう留意しなければならない。
- (2) パチンコ店等18歳未満立入禁止場所へ出入りしてはならない。
- (3) 夜間外出はつとめて避け、無断外泊してはならない。
- (4) 友人間の金銭の貸し借りはトラブルのもととなるので、少額であってもしない。どうしても必要な場合は、担任に相談する。
- (5) SNS等への書き込みが原因で友人関係のトラブルになることが多いので、ネット上への書き込み内容については十分気をつけること。
- (6) アルバイトは届け出て許可を得ること。ただし、期末試験後の成績において成績不振（欠点3科目以上）もしくは生活態度が良好でない者は認めない。試験1週間前から試験終了までは禁止する。1年生は**1学期期末試験終了**までは、学校生活に慣れることを優先し、原則、アルバイトは行わない。無許可アルバイトの場合は、特別指導の対象となる。

## 8 特別指導

以下の項目については他者への著しい迷惑行為となり、取り返しのつかない重大事態に発展することも考えられ特別指導（説諭、訓戒、謹慎）の対象となるので十分注意すること。

- (1) ぐ犯行為（服装・頭髮違反、深夜徘徊、無断外泊、喫煙、飲酒、不健全娯楽入場、

考査での不正行為、無許可アルバイト、無許可自動車学校入校、無許可免許取得、指導無視、暴言、インターネット等での不適切なメール配信および書き込み等)

(2) 犯罪行為（恐喝、窃盗、万引き、自転車盗、公共物破損、不正乗車、道路交通法違反、薬物所持・使用、援助交際等）

(3) 暴力行為（暴力、いじめ等）

※ 訓戒、謹慎は保護者召喚の上、学校長が申し渡しをする。謹慎については学校謹慎を原則とするが、問題行動の内容により自宅謹慎とすることもある。

謹慎期間は事犯の内容等で決定する。改善および反省態度が見られない場合は延長することもある。

## 9 健康管理

(1) 心身の健康な状態を維持していくことは、すべての生活のエネルギーの源です。

一人一人の生活習慣や食生活のあり方・考え方の違いが健康を決めていきます。

健康に関する正しい知識と実践する勇気と意志が大切です。

(2) 健康診断・健康相談、その他保健に関する検査には進んで応じ、自己の健康状況をよく知るように努める。要注意、要休養の指示を受けた者は必ずそれに従い健康回復に努める。

(3) 運動選手として試合に出場する生徒、その他合宿等の学校行事に参加する生徒は、事前に定められた健康診断を受ける。

(4) 学習時、休憩時、清掃時、運動時の学校生活上の安全及び火気の取り締まり、防災上の物品の取扱い、災害時の行動等の安全に関する指示は確実に守らねばならない。

(5) 校舎内外の清掃・整頓に留意し、快適な学習環境をつくるように心がける。学習時の姿勢・採光・照明・換気等にはつねに留意する。

## 10 部室使用

(1) 部室は、本校各部の顧問および部員が定められた箇所を使用するものとする。

(2) 本校教職員・当該部員以外の部室の出入りを固く禁止する。

(3) 部活動の時間以外は必ず施錠し、入室出来ないものとする。特に体育の時間等の更衣に使用してはならない。

(4) 部室は各部顧問、部長の責任において管理し、常に清潔・整理整頓に努めること。また、部活動に必要な用具・衣類以外は置いてはならない。

(5) 貴重品は、顧問又はマネージャーが保管し、部室には置かないようにすること。

(6) 部室の鍵は、各部顧問・部室管理責任者が体育研究室で保管する。部活動終了後、速やかに返却し上項(2)(3)が起こらないよう注意すること。

(7) 上記項目に反した場合又は部室内において校則に反するような行為があった場合には、部室を一定期間閉鎖することがある。